

市民活動

生涯学習

■生涯学習センター

【取扱い窓口・問合せ先 ☎9ページ参照】
◇市民総合センター：生涯学習課 公民館係

交流ホールや会議室、料理実習室を含む11の貸室を、市民の皆さんの学習活動や市民活動の拠点としてご利用いただいています。お申込みは、あらかじめ電話でご確認の上、申請書を提出してください。使用料は無料です。

また、ビデオプロジェクターやスクリーンなどの学習機器の貸出しや生涯学習に関する情報の提供も行っています。詳しくは、生涯学習課 公民館係までお問い合わせください。

■田辺市まちづくり学びあい講座

【取扱い窓口・問合せ先 ☎9ページ参照】
◇市民総合センター：生涯学習課 生涯学習推進係

この講座は、市職員等が講師として出向き、田辺市の政策や事業についてお話をします。市民の皆さんの学習活動に役立てていただくとともに、これからのまちづくりを市民の皆さんと一緒に考えていこうというものです。皆さんのご利用をお待ちしています。詳しくは、生涯学習課 生涯学習推進係までお問い合わせください。

■公民館

【取扱い窓口・問合せ先 ☎9ページ参照】
◇市民総合センター：生涯学習課 公民館係

公民館は、市民の身近な学習の場や交流の場であるとともに、学びを通じて地域づくりを推進する生涯学習活動の場です。各公民館では、各種の教室や講座、学習会等を開催し、市民の皆さんの学習活動を支援しています。詳しい事業内容は、公民館が発行する公民館報や、市のホームページ (<http://www.city.tanabe.lg.jp/shougai/kouminkan/index.html>) 等を通じてお知らせしますので、是非ご参加ください。

詳しくは、中央公民館 (☎0739-26-4925) 又はそれぞれの地区公民館までお問い合わせください。

| 地区公民館 | | | |
|------------------------------|--------------------------------|------------------------------|-----------------------|
| ◇東部公民館 ☎0739-25-0360 | ◇長野公民館 ☎0739-34-0022 (三栖公民館) | ◇中部公民館 ☎0739-22-0009 | ◇上秋津公民館 ☎0739-35-1022 |
| ◇西部公民館 ☎0739-26-4925 (中央公民館) | ◇秋津川公民館 ☎0739-35-1022 (上秋津公民館) | ◇南部公民館 ☎0739-25-0360 (東部公民館) | ◇上芳養公民館 ☎0739-37-0001 |
| ◇芳養公民館 ☎0739-22-1429 | ◇中芳養公民館 ☎0739-37-0001 (上芳養公民館) | ◇稲成公民館 ☎0739-26-4925 (中央公民館) | ◇ひがし公民館 ☎0739-22-2088 |
| ◇秋津公民館 ☎0739-26-4925 (中央公民館) | ◇龍神公民館 ☎0739-78-0301 | ◇万呂公民館 ☎0739-25-1554 | ◇中辺路公民館 ☎0739-64-0504 |
| ◇新庄公民館 ☎0739-22-1606 | ◇大塔公民館 ☎0739-48-0212 | ◇三栖公民館 ☎0739-34-0022 | ◇本宮公民館 ☎0735-42-1164 |

■市立体育施設・市内小・中学校体育館の貸出し

【取扱い窓口・問合せ先 ☎9ページ参照】
◇田辺スポーツパーク管理事務所：スポーツ振興課 市民スポーツ係

田辺市立体育施設を使用する場合は、事前に申請と使用料を納めて使用許可を得てください。また、市内小・中学校では、学校教育活動に支障のない範囲で体育館の貸出しを行っています。学校によって貸出し条件が異なりますので、詳しくは、スポーツ振興課 市民スポーツ係までお問い合わせください。

■自治会・町内会活動

【取扱い窓口・問合せ先 ☎3・7ページ参照】
◇本庁舎：自治振興課 市民活動係 ◇行政局：総務課 総務係

各地区には「町内会」や「自治会」など、快適に住みよい地域づくりを目指して活動している自治組織があります。町内会や自治会等は会員の会費や補助金等の収入によって自主的に運営されています。加入については、それぞれの会長(区長)にお申し出ください。

■市民活動災害補償保険制度(ふれあい保険)

【取扱い窓口・問合せ先 ☎3ページ参照】
◇本庁舎：自治振興課 市民活動係

市民の皆さんが安心して市民活動をしていただけるように、万一の事故に備えて、田辺市市民活動災害補償保険制度(ふれあい保険)を設けています。この保険制度は、市が保険料を全額負担して保険会社と契約を結ぶので、市民の皆さんは加入の手続をする必要がありません。詳しくは、自治振興課 市民活動係までお問い合わせください。

| 区分 | 内容 |
|---------|---|
| 対象となる活動 | 主たる活動拠点を田辺市に有し、かつ、構成員が5人以上で組織されている団体が、無報酬で行う公益性のある活動。また、市が参画している事業又は活動のうち市民活動に類するもので、市民が無報酬で参加又は従事するもの。 |
| 補償の内容 | ◇賠償責任補償 市民活動中に、その団体の指導者等の過失により参加者や第三者にけがをさせたり、財物に損害を与え法律上の賠償責任を負ったりした場合に補償されます。また、提供した財物や作業の結果が原因で他人の身体を侵害又は財物を滅失、き損、汚損し法律上の賠償責任を負った場合も補償されます。 ◇傷害補償 市民活動中に、指導者等や参加者自身が急激かつ偶然な外来の事故により死亡したり、けがをしたりした場合に補償されます。 |

■市民活動の支援

【取扱い窓口・問合せ先 ☎3ページ参照】
◇本庁舎：自治振興課 市民活動係

市民の皆さんの自主的な公益活動や地域づくり事業への補助金などの支援制度を設けています。また、田辺市市民活動センターでは、NPOや市民活動についての相談、各種情報提供等を行っています。